

## < 避難所通信 >

平成23年3月24日号

### 避難所でお過ごしのみなさま

3月11日の大震災の発生から2週間です。この間、厳しい寒さ、ライフラインの途絶、安否のわからない親族・知人の状況、狭いスペース、十分とは言いがたい物資の配給等々、さまざまな困難にもかかわらず、それぞれの方が分かち合い、支え合って、お暮らしいただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。

残念ながら家屋を喪失された方々をはじめ、甚大な被害を受けられた方々におかれましては、今後の生活再建への道筋など、気がかりな点が多々おありかと存じます。

この避難所通信では、ライフラインをはじめとする復旧の現状、今後の見通し、みなさまにご利用いただける制度等、あるいはこれからのみなさまの暮らしに役立つと思われる情報を随時お知らせしてまいりたいと考えております。どうぞご参考になさってください。

発行：仙台市災害対策本部避難所通信班

3月23日現在 市内では 97箇所 / 6470の方が避難所で暮らしています

青葉区	26箇所	877人
宮城野区	25箇所	2480人
若林区	25箇所	2557人
太白区	13箇所	344人
泉区	8箇所	212人

### < お問い合わせ先 >

青葉区災害対策本部	225 - 7211
宮城野区災害対策本部	291 - 2111
若林区災害対策本部	282 - 1111
太白区災害対策本部	247 - 1111
泉区災害対策本部	372 - 3111

## 1. ライフラインなどの復旧状況について

電気は全面復旧し、水道も3月中に市内全域で復旧の見込みです。

都市ガスは3月23日から1ヵ月から1ヵ月半ほどかけて順次供給を開始します。詳細につきましては、避難所に毎日掲示している新聞でご確認ください。

小売店は食料品を中心に全市で店舗再開の動きが進み、多くの医療機関も条件付ながら診療を再開しています。市内の多くの地域では、再建の努力を続けながら、さまざまな支援の手を特に被害が甚大だったみなさんに差し伸べることができるようがんばっています。

## 2. 各区で災害ボランティアセンターを開設しています

ライフラインの復旧にあわせ、「自宅に戻りたいけれど、家の中が片付けられない」、あるいは「給水や買い物の手助けがほしい」といった困りごとのある方のために次のとおり、災害ボランティアセンターを開設し、ご相談に応じています。お気軽にご相談ください。(午前9時から午後3時まで受付)

### ・青葉区災害ボランティアセンター

青葉体育館 電話 272 - 1574 / 272 - 1649

泉区の方もこちらにご連絡ください

### ・宮城野区災害ボランティアセンター

元気フィールド仙台(宮城野体育館) 障害者アリーナ

電話 231 - 1320

### ・若林区災害ボランティアセンター

若林区中央市民センター別棟2・3階

電話 282 - 0075 / 282 - 0069

### ・太白区災害ボランティアセンター

仙台市体育館 第二競技場

電話 244 - 7801 / 244 - 7804 / 244 - 7821

## 3. みなさまの生活再建に向けた実態調査をお願いしています

3月19日から、避難所のみなさまに実態調査をお願いしています。これは、みなさまの被災の状況を地区ごとに明らかにし、今後の支援につないでいくことをめざすものです。今後の仮設住宅や市営住宅・民間の借り上げ住宅への入居、あるいは県外などへの一時的な疎開等へのご相談に応えるための基礎データとするほか、ご了承を得られた方の情報については、仙台市のホームページに掲載し、市内・市外からのお問い合わせに役立ててまいります。

まだご回答いただいてない方は、ぜひ調査へのご協力をお願いいたします。

#### 4．小中学校の再開について

4月11日(月)を基本として、4月21日(木)までの間に、それぞれの学校の状況に応じて始業式を行う予定です。

入学式については、原則として小学校は始業式を行う日の午後、中学校は始業式の翌日の午後に行います。

具体の日程は、決まり次第またお知らせしてまいります。

#### 5．学校再開以降の避難所について

避難期間の長期化に伴い、避難所では、さまざまな困難や新しい課題が生じています。市では、みなさまの生活環境を少しでもよくすることをめざすとともに、効率的な物資搬送を行い、必要な物資を必要な方に間違いなくお届けできる体制を整備するため、できるだけライフラインが整った施設などに避難所を集約していく予定です。

「どういうところにいつ移転するか」という具体的な計画については、現在、検討しているところですが、その際、お子さんたちができるだけこれまでと同じ学校に通えること、地域コミュニティのまとまりが分断されないことを基本に、環境を整えていきたいと考えています。案ができた段階で、避難所運営委員会や町内会のみなさまと相談させていただきます。

避難所の集約は、4月の上旬をめどに完了させ、お子さんたちが安心して学校に通えるよう配慮してまいります。また、これ以降は、仮設住宅などに転居する場合を除いては、できるかぎり移転しなくてすむようにしていきます。

特に、避難が長期にわたることが予想されるみなさまには、避難所から応急の住宅への転居にいたる流れが円滑に進むよう、長期の避難生活に伴う課題にきめ細かく適切に対応できるよう、総合的にご支援できる体制を組んでまいります。

#### 6．仮設住宅や提供される賃貸住宅について

避難所から移転する住宅の場所については、これまでお住まいになっていた生活の本拠からあまり離れていない場所を望む声をたくさんいただいておりますが、その一方で多少離れたところでもいいから、一日も早く通常の生活環境を提供してほしいという声も多くございます。現在、その両方の声にお応えしていくことを考えながら、精一杯がんばっています。

仮設住宅に関しては「災害救助法」によって、県が設置することが定められています。市では、「あすと長町」地区など複数の場所を提示し、県との話し合いを進めています。用地の選定に当たっては、まとまった戸数を確保できること、下水道等のインフラが整備されていること等の諸条件に配慮しなければなりません。建設を担当している宮城県と連携し、できるだけ早く対応できる

ようがんばってまいります。

また借り上げ住宅に関しては、建物の危険度の判定が必要なため、時間がかかっておりますが、鋭意物件を探しております。できれば4月の中旬までには「第一次・入居者募集」にこぎつけたいと考えています。

このほかにも既存の公営住宅やほかの自治体からご提供の申し出をいただいている住宅もあり、これらに関する情報は近いうちにみなさまにご案内し、入居が決まるまでの支援もしてまいります。もう少々お待ちください。

#### 7. 生活再建のための資金貸し付けやさまざまな助成・減免の制度について

今回の地震や津波により、住居等の建物が流失・損壊された場合に、各種の支援制度を利用するためには、お住まいが被害に合われたことを証明する「り災証明書」が必要になります。り災証明書は、建物の被害の程度を証明するもので、被害状況を調査の上、後日発行します。

支援制度としては、見舞金や貸付金などの生活資金の支援や各種の保険料・保育料等の減免、中小企業・農業関連の融資、応急仮設住宅の提供などさまざまなものがあります。

どのような制度があり、それぞれの申請方法がどうなっているかは、4月号の「市政だより」でお知らせいたします。避難所のみなさまにもお届けいたしますので、そちらで確認してください。

#### 8. 健康のことで不安のある方は巡回の医師・保健師にご相談ください

現在、他都市等からの応援も含め、15の医療チームが入り、避難所を巡回しています。保健師の巡回チームも百人規模で回っておりますので、体調がすぐれない、眠れないなど、心配のある方は、ご相談ください。

#### 9. 避難所からの移動手段の確保について

遺体安置所やご自宅周辺、区役所などへの避難所からの移動手段については、自転車の配置やバスの巡回が可能かどうかも含め、何とかこれを確保できるよう対応を進めています。もう少々お時間をください。